

## 訪問リハビリテーション 加算算定変更のお知らせ

平素より、当院訪問リハビリテーションをご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、令和8年6月の制度改正に伴い、当事業所にて新たに職員等処遇改善加算を取得することとなりました。この加算は、職員の処遇改善を通じて、安定したサービス提供を続けるための制度でありサービス内容が変わるものではありませんが、制度に基づく加算の算定により、ご利用者様の負担額が変更となる場合があります。実際のご負担額は、利用回数、負担割合、その他の加算の状況により異なります。令和8年6月サービス提供分より、加算率が変わりますので、詳細は下記をご確認ください。詳細な料金の確認をされる場合やご不明点がございましたら、当院までお問い合わせください。令和8年5月分請求書にも加算変更に関する案内文を送付致します。

皆様におかれましては、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

- 記 -

変更開始月	：令和8年6月サービス提供分より
対象サービス	：訪問リハビリテーション
追加される加算	：介護職員等処遇改善加算
変更後の加算率	：1か月分の訪問リハビリ総単位数×1.5%
変更後の料金	： 数十円～数百円増額見込み
問い合わせ先	：IMS グループイムス明理会仙台総合病院 TEL 022-268-3150

以上